

Q12. 立体都市計画制度とはどのような制度ですか？また、立体道路制度との違いは何ですか？

A12. 立体都市計画制度（都市計画法第11条第3項）は、道路、河川、公園等の都市施設を整備する際に必要な範囲を立体的に定めることで、これら都市計画施設の区域内について、あらかじめ都市計画法第53条に規定する建築制限を除外することが可能となる制度です。

ただし、立体都市計画制度は建築基準法と連動していないため、道路内建築制限の緩和の規定がありません。したがって、立体都市計画制度のみでは、建築基準法44条の道路内建築制限を緩和して建築することはできません。

詳しくは下記までお問い合わせください。

立体道路相談室

<https://secure.rirs.or.jp/cgi-def/admin/C-101/consultation/postmail.html>

一般財団法人 日本みち研究所 調査部 立体道路制度 担当

TEL : 03-5651-3115

FAX : 03-5621-3153